

答 申 第 561 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有特定個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 3年10月 8日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し、A（以下「委任者」という。）の委任による代理人として、次の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

本人の精神障害者保健福祉手帳の交付に係る審査及び判定にかかわるもの（本人が提出したものを含む。）※直近の新規の交付申請に係るもの
保有特定個人情報の開示を求めます。

- 2 同月13日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の理由で本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

障害者手帳申請書等の開示の対象となる保有特定個人情報（個人番号が記載されたもの）（以下「本件保有特定個人情報」という。）が存在しないため。

- 3 令和 4年 1月 5日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分の非開示とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求に係る処分は次の通り違法不当である。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「規則」という。）第23条の規定により、申請書に個人番号

を記載することが義務付けられていること。

(2) 規則第26条の規定により、精神障害者保健福祉手帳交付台帳（以下「交付台帳」という。）に個人番号を記載することが義務付けられていること。

(3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第30条の10の規定により、個人番号を取得していること。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第 2条第 8項は、「この法律において「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう」と定めている。
- 2 審査請求人が請求した「本人の精神障害者保健福祉手帳の交付に係る審査及び判定にかかわるもの 保有特定個人情報」は、精神障害者保健福祉手帳の交付を目的として提出された、障害者手帳申請書等に記載されている特定個人情報である。
- 3 旧条例第18条第 2項によると、自己を本人とする保有個人情報の開示請求については、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって、前項に規定する開示の請求をすることができる。」と定められている。
- 4 本件開示請求の場合、請求人は本人ではなく、法定代理人でもないため、本来保有個人情報の開示を請求することはできない。ただし、申請書には、申請者の個人番号の記載欄があるため、個人番号の記載がある場合は、保有特定個人情報となり、請求人に申請書については開示をすることが可能となる。申請書の提出がない場合や申請書の提出がある場合でも個人番号欄に記載がない場合については、実施機関は個人番号と「本人の精神障害者保健福祉手帳の交付に係る審査及び判定にかかわるもの」をひもづけることができない。
- 5 本市では個人番号の記載について、平成29年11月10日付け〇〇〇第〇号「申請様式への個人番号の記載等について（通知）」（以下「通知」という。）において、「2. 個人番号欄が設けられている申請様式への個人番号の

記載 ①申請様式に個人番号欄が設けられている場合は、申請者に対して、個人番号の記載を依頼する必要がありますが、記載を強制しないでください。」としており、記載を強制することはできない。

6 さらに同通知では、「② ①の場合で、申請者が申請様式に個人番号を記載しない場合（正しい個人番号を記載できない場合も含む）、市による確認、記載はしないでください。」、「③個人番号関係事務では住基法別表に規定された事務であっても、住基ネットの本人確認情報の提供を受け、市が個人番号を確認・記載することはできません。」としており、市の窓口で担当者が個人番号を補記することも認めていない。

7 以上により、本市では個人番号の記載を強制すること及び窓口で補記することはできない。

第 5 審議会の判断

1 争点

実施機関が本件保有特定個人情報をも存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 答申に当たっての適用条例について

名古屋市個人情報保護条例（令和 4 年名古屋市条例第 56 号。以下「新条例」という。）が令和 5 年 4 月 1 日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審議会は、新条例附則第 2 条第 2 項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

3 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第 1 条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この旧条例の原則開示の理念に立って、旧条例を解釈し、本件事案を判断する。

4 本件保有特定個人情報について

(1) 特定個人情報とは、旧条例第 2 条第 7 項において、「番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。」と定められており、番号法第 2 条第 8 項は、「この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他符号であ

って、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。」と定めている。

(2) 旧条例第 2 条第 8 項では、保有特定個人情報とは、「保有個人情報のうち、特定個人情報であるものをいう。」と定めている。

(3) また、当審議会が、実施機関に確認したところ、精神障害者保健福祉手帳の交付に係る審査及び判定に関する書類には、障害者手帳申請書、医師の診断書及び主治医意見書（以下これらを「申請書等」という。）がある。

(4) したがって、本件保有特定個人情報は、委任者の個人番号が記載されていた場合、委任者の個人番号が記載された申請書等が該当する。

5 精神障害者保健福祉手帳交付事務について

実施機関の説明によると、実施機関は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第 6 条第 2 項第 4 号に基づき、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活に制限のある方に、精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付決定に関する、交付の可否及び等級の決定にかかる判定事務を行っている。

(1) 精神障害者手帳の申請について

新規の交付申請を行う場合、申請者は、障害者手帳申請書（以下「申請書」という。）及び医師の診断書（初診日から 6 ヶ月以降のものに限る。）又は精神障害を支給事由とする障害年金若しくは特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類の写しを区役所福祉課又は支所区民福祉課へ提出する。

なお、申請書には、申請区分、申請者、家族の連絡先、併せて提出する書類、申請書を提出した者の項目があり、申請者の項目には個人番号の記載欄が設けられている。

(2) 交付台帳について

実施機関は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第 155号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、精神障害者手帳の交付に関する事項を記載した交付台帳を備えている。

当該交付台帳には、精神障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号、障害等級、手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限、手帳の再交付をしたときはその年月日及び理由が記載されている。

(3) 申請書及び交付台帳への個人番号の記載について

規則第23条では、精神障害者手帳の交付申請を行う場合、当該申請に係る精神障害者の氏名、住所、生年月日、個人番号等を記載した申請書を、指定都市においては、指定都市の長に提出しなければならないことが定められており、同規則第26条では、交付台帳に記載すべき事項として、個人番号が定められている。

ただし、通知では、申請者に対して、①個人番号の記載を強制しないこと、②①の場合に市による確認・記載は行わないこと、③住基ネットの本人確認情報の提供を受け、市が個人番号を確認・記載することは行わないこととされている。

実施機関の説明によると、通知に基づき、申請書に個人番号の記載がなされていない場合でも、申請者に記載を強制することや実施機関で確認をして記入することは行っておらず、申請書に個人番号の記載がない場合、台帳へも個人番号は記載されない。

(4) 住基法に基づく本人確認情報の提供について

住基法第30条の10では、別表に規定された事務においては、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）にて保有している氏名、住所、生年月日、性別及び個人番号等の本人確認情報の提供を受けることができると定められている。

実施機関の説明によると、精神障害者手帳の交付事務においては、通知に基づき、住基ネットによる個人番号の確認は行っていない。

6 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人は、上記第3の2のとおり、個人番号が記載された申請書が存在すると主張していると解されるため、この点について判断する。

(2) 上記5(3)のとおり、規則では、申請書及び台帳に個人番号を記載することが義務付けられているが、当審議会から実施機関に確認したところ、実施機関は、通知に基づき、申請者に対して個人番号の記載を強制していないことが認められた。なお、規則と通知との関係については、当審議会では判断するものではない。

(3) また、住基法では、上記5(4)のとおり、住基法別表に記載された事務においては、個人番号の提供を求めることができることが定められているが、当審議会から実施機関に確認したところ、職員が職権の範囲内で確認を行い補記をすることは行っていないことが認められた。したがって、実施機関の説明のとおり、当該台帳にも個人番号の記載はないと認められる。

(4) さらに、当審議会から実施機関に確認したところ、委任者の個人番号が記載された申請書等の存在は確認できなかった。

(5) 以上のことから、開示の対象となる保有特定個人情報是否存在しないとする実施機関の説明に特段不合理な点があるとは言えず、これを覆すに足りる事実も認められない。

7 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 4年 1月20日	本件審査請求に係る諮問書の受理
2月17日	本件審査請求に係る弁明書の受理
3月 8日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和 6年 1月19日 (令和 5年度第10回)	調査審議
2月16日 (令和 5年度第11回)	調査審議
3月15日 (令和 5年度第12回)	調査審議
3月29日	答申